

国分寺市教育委員会議事録・第3号

会議の種類 第2回国分寺市教育委員会定例会
会議の日時 令和8年2月26日(木) 午前9時30分
会議の場所 国分寺市役所 2階 会議室201

会議の出席者

(教育委員会)

教育長	古 屋 真 宏
教育長職務代理者	大 木 桃 代
委 員	辻 亜希子
委 員	藤 井 健 志
委 員	武 内 彰

(説明員)

教育部長	日 高 久 善
教育総務課長	廣 瀬 喜 朗
学務課長	村 上 航
学校指導課長	馬 場 一 平
学校教育担当課長	關 友 矩
指導主事	渡 辺 大 輔
指導主事	稲 村 望
指導主事	柴 田 慈
社会教育課長	豊 田 泰 之

ふるさと文化財課長兼市史編さん室長

	依 田 亮 一
史跡整備担当課長	諸 橋 広 光
公民館課長兼本多公民館長	大日向 輝 美
図書館課長兼本多図書館長	有 賀 真由美

(事務局)

書 記	保 谷 裕 子
書 記	人 見 杏 平
書 記	山 口 徹

傍聴人 3人

〔開会と署名委員の指名〕

午前9時30分、教育長は開会を宣言し、署名委員として1番辻委員、2番大木教育長職務代理者を指名した。

〔前会議事録の承認〕

・令和7年12月25日開催の令和7年第12回国分寺市教育委員会定例会議事録第14号

〔教育長等の報告〕

教育長 おはようございます。本日もお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

2月7日は、特別支援学級合同学習発表会及び中学校給食の試食会に参加いただき、誠にありがとうございました。2月21日の土曜日には子どもたちを対象とした中学校給食の試食会を実施しました。たくさん子どもたちが参加して大変好評で、たくさんおかわりもしてくれて、担当者に感謝の言葉を述べる生徒や保護者もいて大盛況の催しでした。大変ありがたい話です。

4月から新しい中学校給食がスタートしますので、より一層おいしく安全な中学校給食の実施に向けて、準備を進めていきたいと思います。

〔議事〕

1 議案第10号 市長の権限に属する事務の一部委任に関する規則の一部改正について ＜教育長提出＞

（議案の内容と説明）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づく事務の一部委任に関する規則の一部改正について、教育委員会の意見を市長に述べる必要がある。

教育総務課長 現在、市長部局における契約事務規則の改正により、主管課で契約できる対象案件が拡大したことに伴い、市長部局制定の市長の権限に属する事務の一部委任に関する規則において、市長より教育長に対して委任をしている各契約の上限額を変更する改正を行うことに先立ち、市長より教育委員会に対する協議依頼が令和8年2月9日付けで別紙のとおりありました。ついては、市長の権限に属する事務の一部委任に関する規則の一部改正の適否等について、御審議のほど、よろしくお願いします。

（意見・質疑の要旨）

な し

（採決）

原案どおり可決（全員一致）

2 議案第11号 第5次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）の策定について ＜教育長提出＞

（議案の内容と説明）

第5次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）について、教育委員会で決定する

必要がある。

学校教育担当課長 計画の策定については昨年 11 月の教育委員会定例会において、第 5 次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）（案）のパブリック・コメントの実施について報告しました。その後、パブリック・コメントを令和 7 年 12 月 15 日から令和 8 年 1 月 14 日まで実施し、期間中の 12 月 17 日及び 20 日には市民説明会を実施しました。

また、令和 7 年 12 月 8 日から令和 7 年 12 月 23 日まで子どもからの意見を募集し、その内容についても関連づけて計画をまとめています。

次にパブリック・コメントの意見反映状況の資料を御覧ください。

本資料は、寄せられたパブリック・コメントの内容と、それに対する教育委員会の考え方、そして当該計画への反映の有無についてまとめたものです。今回パブリック・コメントとして 11 人の市民と、1 つの市民団体から総数 74 件の御意見、御要望が寄せられています。御意見の多くは既に計画に記載されているものや、また、今後の運用上の具体的な課題などであり、計画への反映については「済」や「無」としておりますが、運用上の課題については今後の参考とさせていただく予定です。

なお、本計画の策定に当たり、教育委員会では特に「済」となっている意見について、計画には含まれているものの、その具体的な事柄については伝わっていないことが想定されるため、運用の中でしっかりとこちらの御意見を生かし、周知に努めてまいります。

パブリック・コメントを反映した点について説明します。計画の 17 ページを御覧ください。「子どもからの意見募集」のページを新たに作成して、子どもからの意見も実際に掲載し、子どもの意見を計画と関連づけて進めることができるようにしています。ほかにも 22 ページ、24 ページ、31 ページ、33 ページに子どもの意見を掲載しました。

続いて、計画の 22 ページと、パブリック・コメントの意見番号 16 番を御覧ください。不登校傾向にある児童・生徒及び保護者への支援の「見える化」と「質の保証」から、「かがやき」のサポート教室の掲載内容を充実させてほしいという意見がありました。こちらは、計画の 22 ページの「カ. 保護者や地域住民への理解・啓発の推進」の 6 つ目の項目で、「児童・生徒への多様な支援の実態の理解が促進されるよう内容を工夫し」と追記することで、パブリック・コメントの意見を反映しています。

続いて、計画の 23 ページと、パブリック・コメントの意見番号 20 番を御覧ください。巡回指導教員が指導に当たる学級担任以外の専科・教科担当教員とも連携協力・協議する体制を整えてほしいという意見がありました。こちらは、計画の 23 ページの「ア. 通常の学級における指導・支援の充実」の 1 つ目の項目で、在籍学級の担任、専科教員、教科等を担当する教員等という形で、具体化しています。

続いて、計画の 35 ページと、パブリック・コメントの意見番号 73 番を御覧ください。「学期ごとに面談を行う」ではなく、「学期ごとに保護者と連絡をとり、現状を確認したり、支援の方向性を確認したりする」に変更してほしいという意見がありました。こちらは、計画の 35 ページ、学校生活支援シートの活用（3）に「保護者との面談を原則としながら電話やオンラインを活用するなど、柔軟に対応し、学期ごとに行う。」と追記しています。

最後にパブリック・コメントの意見番号 74 番を御覧ください。語注一覧には「合理的配慮」の文言があるにもかかわらず、計画書本文中のどこにも「合理的配慮」の記載がないことについて、改めてほしいとの意見がありました。

また、計画の 24 ページを御覧ください。書くことが多くて書き終わらないという意見が、小・中学生ともにありました。

「合理的配慮」の文言については、計画の5ページと36ページに記載していますが、計画の23ページの「ウ. デジタルを活用した特別支援教育の充実」の3つ目の項目に、「合理的配慮」の文言を入れるとともに、内容を具体化して追記した形となっています。

以上のように、パブリック・コメントと子どもからの意見を踏まえ、第5次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）を取りまとめています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

（意見・質疑の要旨）

教育長 パブリック・コメントの実施についての報告の際にも意見をいただきましたが、改めて御意見を頂戴できたらと思います。

大木教育長職務代理人 パブリック・コメントで非常に多くの御意見を頂戴して、市民の皆様が高い関心を寄せて、子どもたちの最もよい教育に向けて、一緒に取り組んでくださる姿勢を見せていただいたことに感謝申し上げます。

改めて拝見し、様々な課題に対して、どうしても抽象的な表現にせざるを得ないところも多々あるのは承知していますので、ぜひ、その抽象的な表現をどう具体化していくかということに、今後も御尽力いただければと思います。

私から1点お願いと、1点質問いたします。計画の26ページの「特別な支援を必要とする児童・生徒の学びの場の確保」で、具体的な取組、「ア. 自閉症・情緒障害特別支援学級の児童・生徒数の増加への対応」、「イ. ことばや聴こえの相談の充実」で、いずれも準備を進めていくという記載になっています。こちらは学校アンケートでも、特に自閉症・情緒障害特別支援学級については市内2校ぐらいが適切ではないかというような意見も出ていましたし、設置に向けて積極的に準備を進めていただければと思います。

質問は、27ページの「(3) 教育相談、就学相談の充実」の取組項目の枠内の2つ目の段落の上から4行目、「そのため、教育相談室では、保護者に学校と連携することの承諾をいただいた上で」とありますが、これは保護者だけでしょうか。児童・生徒本人に対しては、承諾は求めているのでしょうか。

学校教育担当課長 教育相談室の相談の第一の受付時は、保護者から市が相談を受ける形となっています。その中で、保護者と学校と連携を取ることを、本人も含めて合意形成を行った上で、相談を進めていく形となっています。

大木教育長職務代理人 例えば、病院などでは小児科であっても、必ず本人の意思を確認して対応しています。「児童・生徒や保護者の悩みや思いを」のように「児童・生徒」と書いているのに、この書き方では本人を置き去りにして、保護者が学校と連携することが可であれば、本人の意思は尊重されていないように受け取られてしまうと思います。

保護者を通してでも、本人が了承しているということであれば、それが分かるような形で記載した方が、よりその児童・生徒が主体的に関わっていることが表れるのではないかと思います。

学校教育担当課長 大木教育長職務代理人のお話のとおり、子どもの権利という面からも、本人の意思確認は大切だと考えますので、計画にどのような形で反映できるかも検討させていただき、運用上でも実際に進めていける形で行っていきたいと思います。

大木教育長職務代理人 よろしくお願いします。

教育長 自閉症・情緒障害学級の点についても御意見を頂戴しましたので、しっかりと受け止めさせていただきたいと思います。

藤井委員 計画の9ページのグラフで、中学校は増加傾向で、小学校はほぼ横ばいです。関連するか分らないですが、計画の42ページ、スクールソーシャルワーカー（以下SSW）の支援対象となった児童・生徒数も、小学校は令和4年から減少していますが、中学校は増加しています。本市は子どもの数は減少していないと思いますが、小学校は横ばいや減少する一方、中学校は増加していることについて、何か分析があれば教えてください。

学校教育担当課長 SSWの支援対象となった児童・生徒数に関して、令和6年度と令和5年度を比較して小学校は下がってきていますが、中学校は増えており、SSWについては、令和5、6年度は中学校配置を見据え、中学校の巡回の支援に当たり、令和7年度から中学校配置としたところです。

そのため、中学校におけるSSWの在校時間が増加している傾向です。一方、小学校では相談対象が減ってきていますが、緊急度の高い事案の取りこぼしがないように、学校とSSWが連携を図っています。

続いて、9ページの、知的障害の特別支援学級の中学校の在籍生徒数が増えていることに関してですが、就学相談の中で、小学校から中学校への進学時に、知的障害特別支援学級を選択する子ども、保護者がいる状況で、今年度もそのような傾向が見られます。

藤井委員 ニーズに応じていくと、この数字になったと理解しました。

辻委員 本計画には、子どもに向けて行ったアンケートの結果について、紹介にとどまらず、各所に散りばめられています。事務局が上手に聞き取りをしてくださったのか、具体的な意見が載っていてとてもよいと思います。

24ページのアンケート結果に、「学校で学習や生活をする上で、先生に特に気にしてほしいことがありますか。」とあり、通常学級に在籍する児童・生徒に質問しているようです。一見、特別支援教育を受けていない児童・生徒が、先生に対して要望したいことと書いてあるので、特別支援教育の計画にはあまり関連しないのではないかと思いますでしたが、全体を読み、先ほどの説明を聞くと、通常の学級に在籍している児童・生徒にも、それぞれの個性に応じて、合理的な配慮が必要な子どもがおり、それに対して、現場の先生に気にかけてほしい、こういうことを充実してほしいということを取組項目として挙げて説明しています。アンケートと本文の内容、そして合理的配慮を入れるということが、パブリック・コメントも反映されて、有機的なつながりでまとまった非常によい結果だと思いました。

よい形でまとまったので、ぜひこれを特別支援教育に携わる先生だけではなく、市内の全ての先生方に見て、心にとめてもらおうとよいと思いますが、実際どのように日々子どもたちと向き合っている先生方にはお伝えして、生かしていくのか、教えてください。

学校教育担当課長 策定後、校長連絡会で、学校長に周知する予定です。その後、副校長連絡会と、教育相談コーディネート推進委員会の委員の先生方に周知を図り、具体的な項目の推進について、15校の各担当者が集まり協議をして、本計画を具体的に運用していく作業を進めていきます。本計画は、担当者だけではなく、全教員が関わる内容となりますので、校内でもしっかり周知していただく予定です。

辻委員 通常学級に在籍している児童・生徒でも、特別な配慮、合理的配慮が必要な方がいれば、この計画に応じた対応をするようにしていければいいと思いました。

教育長 ぜひ、全ての教員が一読するように、また、多くの保護者の方、市民の方々の目に触れられるように工夫をしていただきたいと思います。

（採決）

原案どおり可決（全員一致）

〔協議〕

な し

〔報告〕

1 令和7年度国分寺市教育委員会児童生徒表彰被表彰者の決定について

（事務局からの説明）

教育総務課長 資料 No. 1 を御覧ください。今月2日に当該表彰に係る審査会において、市立学校に在籍する児童・生徒のうち、体育・音楽・慈善活動などの各分野において、特に優秀な成果を挙げた者に対する表彰の要否についての審査を行いました。資料にあるとおり、小学生7人及び中学生16人の表彰対象を選定して、その後、教育長決裁によって表彰決定をしています。

項番2、主な表彰事由については、全国大会、都大会出場などの主なものを載せています。被表彰者の同意が得られましたら、今後の教育広報紙にも掲載したいと考えています。

なお、表彰式は昨年と同様に実施する予定で、来月中旬に市役所内で開催予定です。

報告は以上です。

（意見・質疑の要旨）

な し

2 令和7年度卒業式・令和8年度入学式の出席について

（事務局からの説明）

学校指導課長 資料 No. 2 を御覧ください。令和7年度の卒業式出席者及び令和8年度の入学式の出席者をお示ししています。

卒業式の日程は小学校が3月24日、中学校が3月19日です。入学式については記載のとおりです。今回、教育委員会側の出席者をお示ししていますので、御参列のほど、よろしく願います。市長部局の出席者については、決定次第お知らせをします。祝辞等についても、決定次第お渡しします。

なお、令和8年度の入学式はこれまでと異なり、小学校、中学校ともに4月7日となり、中学校が午前中、小学校が午後、という流れとなります。

御理解のほど、よろしく願います。

（意見・質疑の要旨）

教育長 特に令和8年度の入学式の日程が例年とは異なります。午前が中学校、午後が小学校ということで、よろしく願います。

このことにより、4月6日は始業式を迎える子どもたちと担任との出会いの場が充実しますし、準備も負担なく実施できるかと思います。御理解と御協力をお願いします。

3 国分寺市立中学校部活動地域連携・地域展開推進計画について

（事務局からの説明）

社会教育課長 本市において、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会確保と、教員の働き

方改革の一環として、部活動改革を進めています。国や東京都の動き方を見据えつつ、今年度までの計画として、市の取組み方を明記した「中学校部活動地域連携・地域移行推進計画」を令和6年12月に策定しています。その後、国や東京都の方針、また、本市の取組状況も踏まえて、令和8年度以降の取組を明確化するために、推進計画を改定し、その内容がまとまりましたので、御報告します。

資料として、改定計画の概要と改定のポイントをまとめた資料 No. 3－1、またその後、改定計画の本編となる資料 No. 3－2 を用意していますので、併せて御覧ください。

資料 No. 3－1 を御覧ください。全体的な改定のポイントです。今回、現状の把握、将来像、年度ごとの計画、部活動改革を進めていく上での基本的な考え方という順に、計画の体系を再整理しました。資料では、算用数字で、下線太字でタイトルを明記しているものが、改定計画における各構成とリンクする形になっています。

また、部活動改革については、国において部活動を地域に展開し、支えていくという視点を的確に示していくために、これまでの「地域移行」という言葉から、「地域展開」に名称が変更されたことを受けて、本計画でも用語の統一を図っています。

続いて、資料 No. 3－1、項番1と2、中学校部活動の現状ということで、東京都が実施した中学校2年生の生徒、保護者、教員を対象にしたアンケート、また、社会教育課としても今後、中学校に進学する小学校6年生の児童及び中学校1、2年生の生徒を対象に行ったアンケートを整理し、部活動改革を進めるに当たっての課題を整理しています。

子どもたちの回答から、今ある部活動の考えを守っていくこと、また、新たな活動の機会の創出の必要があることが見て取れました。また、教員の回答からも、休日の部活動に関わる負担がまだ大きいことが見て取れます。計画本編では、生徒や保護者の学校や地域におけるスポーツ・文化芸術活動への満足度、指導者に望むこと、地域展開の意識、そして教員の休日の地域クラブ活動への意識などにも触れて、それらの現状も意識した改定作業を行っています。

次に、項番3です。計画の改定においては、「生徒」「教員」「地域」の3つの視点から目指す将来像を設定しました。部活動が担ってきた教育的意義の継承、生徒の多様な活動機会の確保、部活動に関わる先生方、教員の方々の負担の軽減、そして地域のスポーツ・文化芸術活動の活性化といった視点を将来像として目指すことを新たに明記しています。

次のページを御覧ください。項番4に、市教育委員会における推進計画を示しています。国はこの部活動改革の取組に対して、令和8年度から10年度を前期、また11年度から13年度までを後期という形で分けた改革実行期間を定めています。

資料 No. 3－2 の本編、16 ページを御覧ください。国は令和5年から7年を改革推進期間と定め、ページの下半分は、その間の本市の取組を記載しています。次のページには国が新たに示した改革実行期間に合わせて市教育委員会として取り組む、令和8年度から13年度までの内容を明示しています。教育ビジョンにも定めていますが、休日の部活動を段階的に地域展開していくこと、また、中間評価を受けて、さらには平日の地域展開の検討という形で、国が示してきた考え方にならないながら進めていくことで整理しています。

18 ページを御覧ください。ここからは、部活動の地域連携・地域展開を進めるに当たっての考え方をそれぞれ整理しています。19 ページ以降、特に地域展開を進めていくに当たって配慮すべき事項を掲げています。費用負担に関すること、また安全確保に関することに関しては、現行の計画よりも記載を充実させています。また、地域展開を担っていただく地域クラブの認定基準の設定について、国も考え方を示しています。この取組を進めて

いくに当たり、非常に重要な事項と考えて、本計画の中にも新たに明記しました。

22 ページからは、部活動改革を進めるに当たっての取組の理解促進、また既に運用している、部活動コーディネーターの活用といった改革の推進体制について、イメージ図も入れつつ改めて記載しています。特に「周知・広報」については、チラシや動画を作成し、生徒、保護者、教員に取組を理解いただくように既に進めています。本計画策定後も、部活動改革の取組については更なる理解促進に努めていきたいと考えています。

今後の本計画の予定ですが、本日の定例会での報告を踏まえ、教育長決裁により、計画としての決定手続を進め、決定後は公表したいと考えています。

報告は以上です。

(意見・質疑の要旨)

武内委員 18 ページ下段、「地域連携との併用による一貫した指導体制の整備」に「休日は地域クラブ、平日は学校主体の部活動という形で併用することも想定される。」とありますが、地域クラブに所属をしないと、平日に活動できないのか教えてください。

社会教育課長 基本的に、休日と平日は分けて活動しても構わないと思いますので、この部活動の改革の中では、必ず休日と平日を一緒にやらなければならないという考え方はないと思いますが、各学校の部活動を動かしていくための様々な考え方もあります。ただ、必ず生徒が選択できる状況をしっかりと生み出さなければいけませんので、平日の部活動の状況と、休日の地域展開の状況をしっかりと確認しながら、生徒にとって都合が悪くなる状況が生み出されないように進行管理していきたいと考えています。

武内委員 中学生や保護者の皆様に誤解を生まないような形で、しっかりと周知していただければありがたいと思います。

藤井委員 過去に私の子どもが野球、剣道、ミュージカル、合唱などで地域にお世話になり、本市の部活動の地域展開はプラスの面が非常に多いと思ってきましたし、その内容や、今後課題になりそうなところがよく分かる、ありがたい資料だと思って拝見しました。

1 点、現段階で今後の見通しがあれば、参考までにお伺いします。自分が通う中学校に行きたいスポーツ競技や文化活動の部活動がないため諦めていた子どもが、地域展開によって、越境等を考えなくても活動できるようになった事例や、今後、そうした可能性が開けてくる側面があるかをお伺いします。

社会教育課長 まさにこれが地域展開を進めるメリットだと思います。自分の学校にその部活動がなくても、休日の部活動、地域クラブの中で展開しているところに関しては活動が可能で、今まで自分がやりたかったことが学校ではできなくても、地域クラブに参加することでできるという状況です。

野球も今年度から地域展開がスタートし、平日は文化系の活動をして、休日は野球の地域展開に参加するといったケースもあり、より子どもの選択の幅が広がることと、他校の子どもたちとの交流も広がるのが、この取組の大きなメリットと考えています。

教育長 地域展開のみならず拠点校という考え方も、ここに示されているとおり進めてまいりますので、様々な形で子どもたちの活動の場が広がると御理解いただけたら幸いです。

辻委員 23 ページに「課題等の協議・検討の継続について」とあり、改革推進期間である今年度は既に野球、吹奏楽、合唱が地域展開を始めていると思いますが、これまで発見された課題、その解決に向けた見通しなどありましたら教えてください。

社会教育課長 今年度、地域展開している野球、吹奏楽、合唱に関しては、非常に順調に

進んでいます。

ただ、活動する場所の確保などの部分に関しては、学校と協力しながら、調整しました。また、人数等も含めて、どのように希望する生徒を受け入れていくかについても、引き続き調整が必要ですので、様々な活動をしていく上で課題を聞き取りながら、良い方向に進められるようにしていきたいと思います。

辻委員 今後、地域展開する部活動が増えていけば、種目による特性や、場所の確保など、様々大変なことが予想されますが、ぜひ支援をお願いしたいと思います。

大木教育長職務代理者 5 ページから児童・生徒への中学校部活動に関するアンケート、15 ページにアンケートから見えてくる課題と考え方があり、生徒と保護者の回答結果に違いがあります。例えば、「とても満足している」が、生徒は 33%、保護者は 19%で、「満足していない」「あまり満足していない」が、生徒は 12%、保護者は 31%です。

また、例えば希望する種目の部活動が学校にない場合、「自校の部活に参加」が生徒は 42%、保護者は 30%で、逆に「地域クラブ活動に参加」が生徒は 29%、保護者は 46%という差がありますが、これについてはどのように分析されていますか。

社会教育課長 生徒と保護者の意識の違いは、結果の中でも非常に見えていると思います。

特に、周知度について、地域展開の取組に関して、保護者はある程度理解して「知っている」と回答していますが、生徒は「分からない」という回答が多いという状況など、生徒と保護者の意識には違いがあります。

このアンケートは、東京都が毎年実施しているアンケート結果を借用しつつ、小学校 6 年生、中学校 1 年生、2 年生にも我々が独自に少し設問を絞って聞いています。引き続き来年度もアンケートを実施し、傾向を確認しながら、最終的にこれが地域展開を進めていく上での評価の 1 つになると思いますので、もう少し推移を見ていきたいと考えています。

大木教育長職務代理者 おそらくそのように解釈されているということを 15 ページで拝見しましたが、今回は、このようなことに非常に関心の高い保護者が積極的に回答されているのだと思います。当然強制ではないはずですので、地域展開・地域連携などに関心の高い保護者が回答されたというバイアスがかかっている可能性があります。

「知っている」が、生徒は 54%、保護者は 93%と、かなり異なる値で、「地域クラブ活動に参加」がこれだけ多いというのも、このような活動に対して非常に関心がある、理解がある、積極的に関わりたいと思っている保護者が回答しているというバイアスがかかっているはずで、このデータの数値だけを見て、単純に保護者は理解しているとか、需要度が高いと結論づけるのは危険だと思います。半数の方々が関心を持っているということ自体は評価できるものですが、既に保護者は受け止めている、理解しているという前提で進められると、見落としてしまったり、検討するポイントがずれたりするなど、危ない点もあると思いますので、このような点も念頭に置いて御検討ください。

教育長 貴重な御意見いただきましたので、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。保護者の理解啓発という点では、各学校を回らせていただき、新入生保護者会や、学年保護者会などでも説明をしていますので、更にそれを広げていけたらと思っています。

4 寄附の受領について

(事務局からの説明)

図書館課長兼本多図書館長 資料 No. 4 を御覧ください。寄附の受領について御報告します。

